

医療情報取得加算・医療D X推進体制設備加算についての掲示

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③ 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室・手術室・処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ④ 電子処方箋を発行する体制については検討中です。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については検討中です。
- ⑥ マイナンバーの健康保険証利用について、実績を一定程度有しております。
- ⑦ 医療D X推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内・ウェブサイトに掲示いたします。

医療情報取得加算 初診時 1 点

再診時 1 点（3 月に 1 回）を算定しております。

医療D X推進体制整備加算 初診時 9 点を算定しております。

（マイナ利用率に応じて点数が変更となる場合があります。）